

1. 未来への希望を育む子育て・教育について

(3) 小・中学校での領土・領海教育について

- ① 学習指導要領が改訂され竹島や尖閣諸島などを「我が国固有の領土」と初めて明記されたことを踏まえ、領土・領海教育の重要性について、教育委員会の所感について
- ② 学習指導要領の改訂に伴い、適正な授業をどう行っていくのか
- ③ 児童・生徒に的確に教えるための教員の指導力向上の取組みについて

【答弁】

1. 未来への希望を育む子育て・教育について の(3)につきましてお答えいたします。

まず、①についてですが、小・中学校社会科の新しい学習指導要領に、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であると明記されました。領土・領海に関しましては、すでに現行の学習指導要領においても、社会科を中心に発達段階に応じて学習に取り組んできたところですので。加えて、本市教育委員会といたしましては、今般の改訂の趣旨を踏まえた学習活動を展開することが重要であると認識しておりますことから、次年度からの先行実施に向け、準備を進めるよう各校に指導しているところであります。

次に②③については、関連連いたしますので、一括してお答えいたします。

領土・領海に関する教育を進めるにあたっては、議員ご指摘のように、指導すべき内容を的確に教える必要があると考えております。具体には、竹島や北方領土が、現在、大韓民国やロシア連邦により不法に占拠されていることや、竹島については大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦に返還を求めていることについて触れていくことが重要です。また、尖閣諸島については、我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないこと、さらに、我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて、指導を行っていく必要があります。

本市教育委員会といたしましては、これらの学習を適切に進めて行く上で、教員の授業力向上を図ることは重要だと認識しておりますことから、新学習指導要領の周知・徹底を図ってまいりますとともに、各校において適切な授業が展開されるよう指導してまいります。